

家賃改定特別措置の更新申請のご案内 ～対象の方には1月上旬にご案内を郵送しています～

UR都市機構では、家賃改定に伴い家賃が引上げとなった住宅にお住まいの方のうち、一定の要件に該当する高齢者世帯等の方々を対象として、居住の安定を図るため、家賃の上昇を抑制する特別措置を講じています。

この特別措置の適用を受けていただくためには、毎年度、受付期間内に更新申請をしていただく必要があります。

対象の方には、更新申請についての案内と更新申請書を1月上旬に郵送していますので、まだお済みでない方はお早めにお手続きください。

家賃改定特別措置の令和8年度更新申請手続きについて			
※この措置は建替事業に伴う特別措置とは異なりますので、ご注意ください。			
対象者	令和7年度に特別措置の適用を受けている方 <特別措置の適用を受けていない方は更新申請の対象とはなりません>		
受付期間	<table border="1"> <tr> <td>高齢者・母子・障がい者・子育て世帯の方 令和8年2月27日(金)まで</td> <td> 生活保護世帯の方 令和8年3月27日(金)まで <small>※令和8年度の生活保護に係る住宅扶助限度額の確認が取れ次第、UR都市機構から案内と申請書を送付させていただきます(令和8年3月中旬ごろ)</small> </td> </tr> </table>	高齢者・母子・障がい者・子育て世帯の方 令和8年2月27日(金)まで	生活保護世帯の方 令和8年3月27日(金)まで <small>※令和8年度の生活保護に係る住宅扶助限度額の確認が取れ次第、UR都市機構から案内と申請書を送付させていただきます(令和8年3月中旬ごろ)</small>
高齢者・母子・障がい者・子育て世帯の方 令和8年2月27日(金)まで	生活保護世帯の方 令和8年3月27日(金)まで <small>※令和8年度の生活保護に係る住宅扶助限度額の確認が取れ次第、UR都市機構から案内と申請書を送付させていただきます(令和8年3月中旬ごろ)</small>		
受付場所	お住まいの団地を管理している管理サービス事務所又は住まいセンター等		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「家賃改定に伴う特別措置適用申請書」(対象者の方に郵送したもの) ・必要書類(住民票、住民税課税証明書等) <small>※詳細はお手元の案内をご覧ください。</small>		
お問合せ先	お住まいの団地を管理している住まいセンター等		

障がい者等駐車場利用料金減額措置のご案内

UR都市機構では、駐車場のご契約者様又はご契約者様と同居されている親族の方が、次の【対象となる障がい等の程度】の①～⑤のいずれかに該当し、世帯の中で所得のある方全員の合計の所得月額(※)が機構の定める所得以下である場合、駐車場利用料金(消費税課税前)を10%減額する措置を講じています。(※ただし、契約形態等により、減額措置の対象外となる場合もございます)

当該措置の適用を受けていただくためには、申請手続きが必要となります。詳しくは、お住まいの団地を管理している住まいセンター等にお問い合わせください。(なお、継続して措置を受けていただくためには、毎年度、更新期間内に更新申請をしていただく必要があります)

※所得月額とは、年間収入を一定の方式で所得に換算し、更に控除額を差し引いた金額を12で割った金額のことです。なお、控除額は世帯ごとの収入の種類・世帯構成によって変わります。

【対象となる障がい等の程度】

- ①身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級から4級の方(下肢及び体幹障がい5級である方も対象となる場合があります)
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級もしくは2級の方又は相当の経験がある医師等から障がいの程度が1級もしくは2級に相当すると判定されている方で、常時介護が必要な方
- ③療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が重度である方で常時介護が必要な方
- ④児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神科医等から②の障がいに相当すると判定されている方で常時介護が必要な方
- ⑤要介護認定を受けており、要介護度が1から5である方

なお、令和7年度に措置を受けている方には、令和8年度の更新申請に係るご案内書類をお送りしております。お手続きがまだお済みでない方は、令和8年2月28日(土)までに、お早めにお手続きください。

ご家族とつながる見守りサービスをご存じですか？

ご高齢の方やおひとり住まいの方のご不安を解消するため、URでは、民間事業者が提供する「見守りサービス」(緊急時にご家族等へ連絡するサービス)をご紹介します。詳しくは下記記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

全国のUR賃貸住宅対象



IoT電球(口金:E26)を使用して、前日9時から当日8時59分の間に照明スイッチのオン・オフがない場合に自動通報。

問い合わせ先

0120-86-2220

営業時間: 9時～18時(年中無休)

※ご連絡の際は、UR賃貸住宅に居住している旨をお伝えください。



首都圏のUR賃貸住宅対象



東急セキュリティ

赤外線センサーを使用し、24時間動作検知ができない場合に自動通報。さらに、非常ボタンを押すことで、いつでも通報ができる。

問い合わせ先

0120-109-253

営業時間: 9時～17時(年末年始を除く)

※ご連絡の際は、UR賃貸住宅に居住している旨をお伝えください。



※一部住戸では、各サービスを提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(令和7年12月現在)

◎お住まいの団地を管轄する住まいセンター等の情報はこちらからご確認いただけます。

～住宅内設備等が故障等により使用できなくなったときは、速やかにご連絡をお願いします～

URお問合せ先一覧

検索

